

2023年度

大同特殊鋼グループ保険制度

団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険（MS & AD型）

※この保険は、福利厚生制度の一環として大口契約の「スケールメリット」を保険料に反映させた「団体契約」です。団体全体の加入者数・損害率により割引率が変わり、保険金額または保険料は毎年見直されます。今年度は割引率に変更がありましたので保険料は変更となります。

団体割引等※

約25%
適用



制度のポイント

①

団体割引等
約25%適用



グループのスケールメリットで
団体割引等約25%適用！

②

自転車事故などの
「賠償責任」も補償



自転車による事故など相手
にケガをさせてしまった場合
などの賠償責任も補償！

③

病気の補償は
89才まで加入可能



新規・継続ともに89才まで
ご加入いただけます！

自動継続の
取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

申込締切日

2023年9月29日(金)

※申込締切日以降でも
中途加入を隨時受付けております。

保険期間

2023年11月1日午後4時～2024年11月1日午後4時

大同特殊鋼株式会社

ご存じですか？

大同特殊鋼グループ保険制度

大同特殊鋼グループ
保険制度は

福利厚生制度の一環です

様々なメリットがある大同特殊鋼グループ保険制度は、社員・退職者の皆さまの福利厚生充実のお役に立ちます。

大同特殊鋼グループ保険制度は、大同特殊鋼株式会社およびグループ会社の役員・社員・退職者の皆さまの福利厚生制度として設計された保険制度です。

皆さんに幅広い補償を提供するとともに、団体保険として割引が適用された加入しやすい保険料で、ご家族の方も加入することができます。（派遣社員の方は含まれません。）

● お申込み方法

新規加入の場合・加入内容に変更がある場合

大同特殊鋼株式会社およびグループ会社の役員・社員の皆さまは [インターネットによるお手続き](#) を推奨いたします。新規のご加入、加入内容の変更もお手続き可能です。

● お申込人になれる方

お申込人になれる方は大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者に限ります。

● 被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲

詳細はP 33でご確認ください。

上記お申込人	上記お申込人の家族						
	配偶者	子ども	両親	兄弟姉妹	左記以外の親族	家事使用人※	
本人型	○	○	○	○	○	○*	○
家族型	○	○	○	○	○	×	×

※ 上記お申込人と同居している親族・家事使用人をいいます。

● 第1回保険料引き去り日

給与控除開始月

2024年1月から毎月控除（退職者は口座引落）

お問合せ先

株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室
または大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社各社の総務・厚生担当室

● お申込方法のご案内

★中途加入をご希望の場合は
(株)大同ライフサービスまでお問合せください

※変更なしの方はお手続き不要です。 P3よくあるお問合せのQ1をご参照ください。



大同特殊鋼株式会社
およびそのグループ会社の
役員・従業員の皆さん



大同特殊鋼株式会社
およびそのグループ会社を
ご退職の皆さん



インターネットによる
お手続きとなります。
(P4~P7をご参考ください)



従来とおり、加入申込票
でのお手続きとなります。
(P15をご参考ください)



インターネットによるお手続きは、
ご自宅のパソコン、お手元のスマートフォンで
下記QRコード(※)を読み取ってアクセスしてください。



(※)「QRコード」は(株)デンソー
グループの登録商標です。

すでにご加入の方

別途ご案内している「ログインID」「パスワード」を手続きサイトトップページで入力
ください。【P4 ①トップページ】をご参考ください。

新規ご加入の方

手続きサイト申込人情報入力時にアクセスコード「daido2023」を入力ください。
【P6 ⑤申込人情報の入力】をご参考ください。

スマートフォンから



パソコンから



<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=4cp8ws>

大同ライフサービスHPでも手続き可能です！

<https://www.daidolife.co.jp>

■手続可能期間：2023年9月1日（金）～2023年9月29日（金）

■ご利用時間： 7:00～26:30

<利用環境>

端末	OS	ブラウザ
パソコン	Windows 7/8.1/10 Mac 10.15	Edge Google Chrome
スマートフォン	iOS 11/12/13/14	Safari
	Android 5.1～9.0	Google Chrome
タブレット	iOS 11/12/13/14	Safari
	Android 5.1～9.0	Google Chrome

●よくあるお問合わせ

Q & A

Q 1. 加入内容を変更しない時はどうしたらよいでしょうか？

A 1. お手続きは不要です。

Q 2. オプションのみ加入することができますか？

A 2. いいえ、できません。オプションの加入をご希望の場合、傷害補償または疾病補償の基本コースにご加入ください。

Q 3. 加入口数は何口まででしょうか？

A 3. 基本コースの傷害保険は3口（18才未満の未就労者、家族型KO型は2口）まで、疾病保険は2口まで、オプションは傷害保険は1口まで、疾病保険は先進医療費用保険は1口まで、それ以外は基本コースの口数以下でご加入ください。

Q 4. 退職時はどうしたら良いでしょうか？

A 4. （株）大同ライフサービスまでご連絡ください。お手続き等に関してご連絡いたします。

Q 5. 中途加入はできますか？

A 5. はいできます。加入日については（株）大同ライフサービスまでお問い合わせください。

Q 6. 加入者（申込人）が死亡した場合他の被保険者の補償は継続できるの？

A 6. ご継続いただけません。※一部例外あり

Q 7. 疾病保険に新規加入またはオプションに新規加入、口数を増口したい。告知はいるの？

A 7. 告知は必要です。質問1、質問2にご回答ください。

介護一時金支払特約（本人介護）の場合は質問3にご回答ください。※1

Q 8. 告知事項（疾病）があります。加入はできますか？

A 8. 質問1、2、3の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

Q 9. 自宅内でカメラを誤って落として損害させた場合「携行品損害」の支払い対象になりますか？

A 9. いいえ、お支払いの対象外です。自宅（敷地を含みます）より持ち出している間が補償の対象になります。

Q 10. 電車内でスマホを誤って落として損害させた場合「携行品損害」の支払い対象になりますか？

A 10. いいえ、お支払いの対象外です。携帯電話・P H S・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコンなどは携行品補償の対象外となります。詳細はP 2 1をご確認ください。

Q 11. <退職者・再告知の必要な方>申込書の記入を間違えてしまいました。訂正の仕方は？

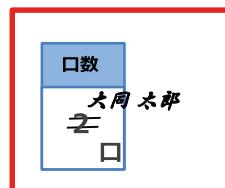
A 11. 訂正箇所に二重線を引きその上に訂正印または横に訂正署名をしてください。※2

◆ご不明な点は代理店・扱者までご照会ください。

※1 疾病保険質問内容

質問 1	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等は除きます）。 ①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等をすすめられている。 ②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい。精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問 2	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けれるよう指導されたことがあります。 ①「がん」、「上皮内がん」　②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」　③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。
質問 3	*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1、2にもご回答ください。 次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。

※2 訂正例



● インターネットによる団体保険加入手続ご利用ガイド

★中途加入の方は
ご利用できません

お手続きにあたって

★変更なしの方はお手続き不要です。

- 商品内容の詳細は、各画面の「商品内容（パンフレット）」をご確認ください。
- 60分以上画面操作をしない状態が続くと、タイムアウトになります。
その場合、お手数ですが、もう一度最初からお手続をお願いいたします。
- パソコンの画面左上ブラウザの「戻る」ボタンはご利用いただけません。
1つ前の画面にお戻りになる場合は、画面左下の「戻る」ボタンを選択してください。

お手続きスタート！

①トップページ

*画面は全てイメージです。一部変更となることがあります。



「お手続き前のご注意事項」「商品案内」等を必ずご確認いただいたうえで、

試算・お手続きはこちら >

を選択してください。

事前にログインID・初期パスワードがご案内されている場合は、「はい」を選択のうえ、ログインID・初期パスワードを入力してください。ログイン後、パスワード変更画面に推移しますので、初期パスワードを変更してください。ご案内されていない場合は「いいえ」を選択してください。

※一度お手続を完了された方は、お手続時のログインID・パスワードを入力してください。

②今回継続される内容のご確認

前年度より既にご加入済みの方は、「加入内容の照会画面」にて、現在ご加入いただいている内容に基づいた「今回継続される内容」が表示されますので、ご確認ください。

★「今回継続される内容」で継続される方 ➤ 上記の内容で確定 を選択！お手続は完了です。

★補償内容を変更される方 ➤ 変更 を選択してください！

★一度お手続を完了された方
「手続済みの内容」を表示しています。 ➤ 変更 を選択してください！
再度変更される場合は、

【ボタンのご説明】

人 商品案内を見る

▶ 商品内容（パンフレット）をご確認いただけます。

今回ご継続される内容を表示する

▶ 「加入内容の照会画面」にて表示された、現在ご加入の内容に基づいた「今回ご継続される内容」が表示されます。（該当する場合）

設定 被保険者情報の変更

▶ 被保険者情報の入力画面に遷移します。

× 選択内容を全てクリア

▶ 表示されている被保険者の入力・選択内容を全てクリアします。
(クリアのうえそのままお手続を完了されると、該当の被保険者さまについて脱退・加入取消の取扱いとなります。)

③補償内容の入力

<ご入力手順>

- Step 1 補償内容を選択してください。
- Step 2 健康状況を告知してください。(該当する場合)
- Step 3 他の保険契約等・過去の保険金請求歴を回答してください。(該当する場合)
- Step 4 ご本人さま以外の「被保険者(補償の対象者)」の内容を変更・追加してください。
(ご本人さまのみが補償対象となる商品の場合を除きます。)

Step 4

Step 1

Step 2

Step 3

健康状況を告知する

質問事項のご回答画面
に遷移します。

Step 1 補償内容を選択する

- ①ご希望の商品に チェックしてください。
- ②ご希望の「基本補償」を選択のうえ、**設定** を選択してください。※
- ③「追加補償」選択欄が表示される場合は、ご希望の「追加補償」を選択してください。※

①

②

③

Step 4 被保険者を変更・追加する

他の「被保険者」のタブを選択してください。

既にご加入済みの場合は、該当の被保険者さまの補償内容を選択してください。

新たに被保険者を追加される場合は、被保険者情報の入力画面が表示されますので、被保険者情報を入力後、補償内容を選択してください。

<脱退・加入取消のお手続きについて>

次の方で脱退される内容をクリアしてください。

「次へ」を選択のうえお手続き画面へ進んでいただき、手続きを完了してください。

該当の被保険者さまのご加入内容全てを脱退される場合

選択内容を全てクリア を選択してください。

商品内の補償内容をすべてを脱退される場合

緑ラベル行の チェックを外してください。

商品内的一部の補償内容を脱退される場合

該当の補償内容のチェックボックスやプルダウン項目を外してください。

補償内容の選択完了後、画面右下の

次へ

を選択し、次のお手続きへ進んでください。

④重要事項のご確認

ご案内する保険に際しての重要事項についてご説明しています。

重要事項のPDFを表示する を選択して、「重要事項のご説明」を、ご加入される前に必ずお読みください。
 確認しました にチェックのうえ、次の手続へ進んでください。

⑤申込人情報の入力

申込人ご本人さまの情報を入力してください。

メールアドレスの入力に際して、メール受信制限をされている方は、「@ms-ins.com」からのメールを受信できるように設定してください。

◆ログイン時にログインID・パスワードを入力していない場合は、次の①②を入力してください。
(事前にログインID・パスワードがご案内されていない場合)

ログイン時に「いいえ」を選択された場合



① ID・パスワードをご自身で登録してください。

②事前にご案内の「アクセスコード」を入力してください。
「アクセスコード」がご不明な場合は、お問い合わせ先までご照会ください。
事前に案内がない場合は、ご入力は不要です。

入力完了後、画面右下の

次へ

を選択し、次の手続へ進んでください。

⑥ご加入内容のご確認

「ご加入内容確認事項」を必ずご確認のうえ、申込内容の最終確認をお願いします。

入力内容を変更される場合は、ご本人さま欄、各被保険者さま欄の 入力内容の修正 を選択し、入力画面に戻って変更ください。

(「被保険者さまの情報」を変更される場合は、補償内容の入力画面に遷移後、 被保険者情報の変更 を選択してください。)



申込人情報

「申込人ご本人さまの情報」が正しいことをご確認ください。



加入内容

「被保険者さまの情報」と「ご加入される内容」が正しいことをご確認ください。

◆申込内容を印刷される場合は、本画面をブラウザの印刷機能にて印刷してください。

よろしければ、 ご加入内容確認事項について確認しました にチェックを入れ、

上記の内容で確定

を選択してください。

お手続き完了です。ありがとうございました。

● よくあるお問い合わせ

Q & A

Q 1. 手続きを完了しましたが、手続内容を確認することは可能ですか？また、内容の訂正是できますか？

A 1. 募集期間内であれば再度ログインいただき、「ご加入内容の確認」画面にてご確認、訂正が可能です。
ログインID・パスワードをご用意のうえ、ご確認および再手続を行ってください。

Q 2. ログインID・パスワード（またはアクセスコード）がわかりません。どうしたら良いでしょうか？

A 2. お手数ですが、お問合わせ先までご照会ください。

Q 3. パスワードを5回以上間違えてロックがかかってしまいました。どうしたら良いでしょうか？

A 3. お手数ですが、お問合わせ先までご照会ください。

Q 4. パスワードを忘れてしまいました、どうしたら良いでしょうか？

A 4. ログイン画面の [\[パスワードをお忘れの場合はこちら\]](#) より再発行のお手続きをお願いします。

以下エラーメッセージと対策についてご確認ください。

▶「不正な画面遷移が行われました。」

ブラウザの戻るボタンを使用された場合には、再度TOP画面からお手続きをお願いします。また、古いタイプのアプリが原因の場合もあり、お手数ですがPCを変更して再度お手続きをお試しください。

▶「同じブラウザで別の募集が手続き中です。」

一度ブラウザを完全に閉じたうえで、再度お手続きをお願いします。

◆ご不明な点は代理店・扱者までご照会ください。

保険金請求のお手続きは 保険金請求WEBが便利です！

お手続きはスマートフォン
で簡単にアクセス！



QRコード(※)から
簡単にご利用でき
ます。

(※)「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登
録商標です。



ケガ 1回のWEB手続きだけで保険金の請求ができます

WEBでいつでもどこでも待ち時間がなく、ペーパーレスで簡単にお手続きできます。

【WEBで保険金請求ができる場合】



- ①ケガをしたご本人（未成年者の場合は親権者）のお手続きであること。
- ②治療が終了していること。
- ③保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ①②③を満たしていても次の場合は追加で書類のご提出が必要です。保険金お支払センター担当者からご連絡します。
 - ・保険金の請求額が30万円を超える場合
 - ・医療機関等への照会が必要な場合
 - ・その他、請求にかかる書類が必要な場合

病気・携行品 WEBの手続きだけで事故の連絡と保険金請求書類の取り出しができます



WEBでいつでもどこでも簡単にお手続きできます、郵送等の待ち時間がありません。

事故連絡の手続きで、「保険金請求WEB」から保険金請求書類を取り出すことができます。

書類の郵送で待ち時間がなく、返信用宛名ラベルの使用により郵送料はかかりません。

（注）お手続きには**加入者証**が必要です。お手元に加入者証を用意してお客様の加入者番号をご確認ください。

ライフステージ別おすすめプラン例

独身



社会人として自分でケガや病気に備えたいな。

本人（24才）

補償の種類	補償金額	セット名・口数
入院（病気・ケガ）	5,000円/日	PS : 1口 PO ^(注3) : 1口
通院（病気・ケガ）	2,500円/日	
傷害・疾病手術	(注1)	
疾病放射線治療	5万円/回	
傷害死亡・後遺障害	最高400万円	
日常生活賠償（注2）	1億円限度	
先進医療費用（病気・ケガ）	1,000万円限度	PB
合計保険料	月払 1,880円	PS4

結婚



これからは二人で楽しく生活するために病気やケガに備えないと。

本人（32才）

配偶者（30才）

補償の種類	補償金額		セット名・口数
	本人	配偶者	
入院（病気・ケガ）	5,000円/日	5,000円/日	PS : 1口（本人） 1口（配偶者） KO ^(注3) : 1口
通院（病気・ケガ）	2,500円/日	2,500円/日	
傷害・疾病手術	(注1)	(注1)	
疾病放射線治療	5万円/回	5万円/回	
傷害死亡・後遺障害	最高175万円	最高175万円	
日常生活賠償（注2）	1億円限度	—	
がん診断	100万円	100万円	KB
先進医療費用（病気・ケガ）	1,000万円限度	1,000万円限度	PS1
合計保険料	月払 6,230円		PS4

出産



家族が増えた。家族のケガや病気にも備えたい。

本人（34才）

配偶者（32才）

子ども（1才）

補償の種類	補償金額		セット名・口数
	本人	配偶者・子ども	
入院	(病気)	10,000円/日	PS : 2口（本人）
	(ケガ)	10,000円/日	1口（配偶者・子ども）
通院	(病気)	5,000円/日	KO ^(注3) : 2口（家族型）
	(ケガ)	5,000円/日	
傷害・疾病手術	(注1)	(注1)	
疾病放射線治療	10万円/回	5万円/回	
傷害死亡・後遺障害	最高350万円	最高350万円	
日常生活賠償（注2）	1億円限度	—	
がん診断	100万円	100万円	KB
先進医療費用（病気・ケガ）	1,000万円限度	1,000万円限度	PS1 (本人・配偶者のみ)
合計保険料	月払 11,690円		PS4

(注1) 傷害手術保険金 入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍
疾病手術保険金 入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍

(注2) 日常生活賠償は加入された被保険者本人のご家族も被保険者（補償の対象者）となります。

詳細は、本パンフレットP29の重要事項のご説明をご確認ください。

(注3) 職種級別Aの保険料です。

ケガの補償

【団体総合生活補償保険（標準型）】

職種級別 A 保険料表※

職種による職種級別は本パンフレットP32もしくはインターネットのお手続き画面・加入申込票をご参照ください。

基本コース ケガ・個人型

加入限度口数：3口（ただし、18才未満の未就労者は2口）限度



【熱中症危険補償特約】
【食中毒補償特約】
【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	本人型 PO型		
	1口	2口	3口
傷害入院保険金（日額）	5,000円	10,000円	15,000円
傷害手術保険金	入院中の手術… [傷害入院保険金日額] × 10 入院中以外の手術… [傷害入院保険金日額] × 5		
傷害通院保険金（日額）	2,500円	5,000円	7,500円
傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円	800万円	1,200万円
月払保険料	1,350円	2,700円	4,050円

基本コース ケガ・家族型※

加入限度口数：2口限度



【熱中症危険補償特約】
【食中毒補償特約】
【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	家族型 KO型	
	1口	2口
傷害入院保険金（日額）	5,000円	10,000円
傷害手術保険金	入院中の手術… [傷害入院保険金日額] × 10 入院中以外の手術… [傷害入院保険金日額] × 5	
傷害通院保険金（日額）	2,500円	5,000円
傷害死亡・後遺障害保険金額	175万円	350万円
月払保険料	4,100円	8,200円

・加入申込票にご記入いただいたご本人が加入すればご家族※も補償します。

・この保険の保険金額は本人・配偶者・親族すべて同一です。

※家族型の被保険者（補償の対象者）は、被保険者本人、その配偶者および本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚の子です。

詳細は、本パンフレットP29の重要事項のご説明をご確認ください。

ケガ死亡増額補償コース

本コースのみの加入もできます。

加入限度口数：2口（ただし、18才未満の未就労者は1口）限度

【熱中症危険補償特約】【食中毒補償特約】【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	本人型 PV型		家族型 KV型
	1口	2口	1口
傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	2,000万円	1,000万円
月払保険料	1,100円	2,200円	3,770円

【ケガの補償（共通）】本パンフレットP9～12

■国内・国外問わず補償されます。■傷害入院・傷害通院いずれも1日目から保険金をお支払いします。

■各補償内容の対象者はP1＜被保険者（補償の対象者）となる方の範囲＞をご参照ください。

※「ケガ・身の回りの事故の保険」は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は天災（地震など）でのケガも補償されます。

※家族型の保険金額は記名被保険者ご本人・本人の配偶者、本人または配偶者の親族（＊）ともに同額となります。

（＊）親族とは、本人または配偶者と同居の親族 ならびに本人または配偶者と別居の未婚のお子さまをいいます。

※個人型と家族型に重複してご加入される場合、傷害入院保険金日額は合計30,000円以内（15才未満の場合は合計15,000円以内）、傷害通院保険金日額は合計20,000円以内（15才未満の場合は10,000円以内）となるよう口数でお申ください。

※日常生活賠償特約がセットされている場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

■このページの保険料表は職種級別Aの被保険者用です。職種級別Bの被保険者の方はP11～12をご参照ください。

（注）家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

ケガの補償 オプション

基本コースの加入が必要です。

加入限度口数：【オプション】いずれも1口限度

補償内容	日常生活賠償		携行品損害		ホールインワン・アルバトロス費用 ^(注)					
	 示談交渉 サービス付 (国内のみ)				 このオプションには、携行品損害保険金（20万円限度）がセットされています。					
セット	PB型 (本人型)	KB型 (家族型)	P1型 (本人型)	K1型 (家族型)	P2型 (本人型)	K2型 (家族型)	P3型 (本人型)	K3型 (家族型)	P4型 (本人型)	K4型 (家族型)
保険金額	1億円		20万円		ホールインワン・アルバトロス費用（本人のみ）					
					50万円	80万円	100万円	携行品損害		
					20万円	20万円	20万円			
					110円	160円	550円	600円	810円	860円
月払保険料	110円		110円	160円	550円	600円	810円	860円	990円	1,040円
補償内容	他人にケガをさせたり、他の人の物を壊すなどして法律上の損害賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。 <small>※補償対象外となる主な携行品はP21をご確認ください。</small>		外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなどに保険金をお支払いします。		ホールインワンやアルバトロスを達成し、祝賀会を実施するなどの費用がかかった場合に補償します。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用（P2～P4型、K2～K4型）で補償されるのは 被保険者本人のみ です。 家族型（K2～K4型）にご加入の方はご注意ください。					

基本コース	保険金をお支払いする場合
傷害入院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院について1日目の入院から補償します（180日限度）。
傷害手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合にお支払いします。
傷害通院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします（本人型(P0型)：60日限度・家族型(K0型)：90日限度）。
傷害死亡 保険金 傷害後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになられた場合に傷害死亡保険金を、後遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金（後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）をお支払いします。

【『継続の方用(旧傷害保険)』下記の型は新規でのお申込みはできません。】

◆傷害補償+ゴルファー補償(団体総合生活補償保険(標準型))

型	G1型	G2型	G3型	G4型
傷害死亡・後遺障害保険金額	130万円			
携行品損害保険金額	15万円			
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	なし	50万円	80万円	100万円
月払保険料	220円	660円	920円	1,100円

※ G1～G4型、A型には天災危険補償特約がセットされています。
 ※上記は職種級別Aの保険料表です。

◆傷害補償(団体総合生活補償保険(標準型))

GB型 (オプション)
(日常生活賠償保険金額) 1億円
110円

型	A型
傷害死亡・後遺障害保険金額	270万円
傷害入院保険金日額	2,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1,000円
月払保険料	680円

ケガの補償

〔団体総合生活補償保険（標準型）〕

職種級別 B 保険料表※

職種による職種級別は本パンフレットP32もしくはインターネットのお手続き画面・加入申込票をご参照ください。

ケガ・個人型

加入限度口数：3口（ただし、18才未満の未就労者は2口）限度



【熱中症危険補償特約】
【食中毒補償特約】
【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	本人型 PO型		
	1口	2口	3口
傷害入院保険金（日額）	5,000円	10,000円	15,000円
傷害手術保険金	入院中の手術… [傷害入院保険金日額] × 10 入院中以外の手術… [傷害入院保険金日額] × 5		
傷害通院保険金（日額）	2,500円	5,000円	7,500円
傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円	800万円	1,200万円
月払保険料	1,980円	3,960円	5,940円

ケガ・家族型※

加入限度口数：2口限度



【熱中症危険補償特約】
【食中毒補償特約】
【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	家族型 KO型	
	1口	2口
傷害入院保険金（日額）	5,000円	10,000円
傷害手術保険金	入院中の手術… [傷害入院保険金日額] × 10 入院中以外の手術… [傷害入院保険金日額] × 5	
傷害通院保険金（日額）	2,500円	5,000円
傷害死亡・後遺障害保険金額	175万円	350万円
月払保険料	4,640円	9,280円

加入申込票にご記入いただいたご本人が加入すればご家族※も補償します。
この保険の保険金額は本人・配偶者・親族すべて同一です。

※ 家族型の被保険者（補償の対象者）は、被保険者本人、その配偶者および本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚の子です。
詳細は、本パンフレットP29の重要事項のご説明をご確認ください。

ケガ死亡増額補償コース

本コースのみの加入もできます。

加入限度口数：2口（ただし、18才未満の未就労者は1口）限度

【熱中症危険補償特約】【食中毒補償特約】【天災危険補償特約】

補償内容/保険金額	本人型 PV型		家族型 KV型
	1口	2口	1口
傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	2,000万円	1,000万円
月払保険料	1,590円	3,180円	4,260円

■このページの保険料表は職種級別Bの被保険者用です。職種級別Aの被保険者の方はP9~10をご参照ください。
(注) 家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

ケガの補償 オプション

基本コースの加入が必要です。 加入限度口数：【オプション】いずれも 1 口限度

補償内容	日常生活賠償		携行品損害		ホールインワン・アルバトロス費用 ^(注)					
	示談交渉 サービス付 (国内のみ)									
セット	PB型 (本人型)	KB型 (家族型)	P1型 (本人型)	K1型 (家族型)	P2型 (本人型)	K2型 (家族型)	P3型 (本人型)	K3型 (家族型)	P4型 (本人型)	K4型 (家族型)
保険金額	1億円		20万円		ホールインワン・アルバトロス費用 (本人のみ)					
					50万円	80万円	100万円	携行品損害		
月払保険料	110円		110円	160円	550円	600円	810円	860円	990円	1,040円
補償内容	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の損害賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。		外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなどに保険金をお支払いします。 ※補償対象となる主な携行品はP21をご確認ください。		ホールインワンやアルバトロスを達成し、祝賀会を実施するなどの費用がかった場合に補償します。					
					<p>(注) ホールインワン・アルバトロス費用 (P 2～P 4型、K 2～K 4型) で補償されるのは被保険者本人のみです。 家族型 (K 2～K 4型) にご加入の方はご注意ください。</p>					

基本コース	保険金をお支払いする場合
傷害入院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院について1日目の入院から補償します（180日限度）。
傷害手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合にお支払いします。
傷害通院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします（本人型(P0型)：60日限度・家族型(K0型)：90日限度）。
傷害死亡 保険金 傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになられた場合に傷害死亡保険金を、後遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金（後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）をお支払いします。

病気の保険(基本コース)

【団体総合生活補償保険（M S & A D型）
（疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット）】



病気での入通院に備えることができます！

- いずれも**1日目から保険金をお支払い**します。
- 1口あたりの保険金額・保険料を表示しています。
- 基本コースは2口までご加入いただけます。2口の場合は、保険金額・保険料とも表記の2倍となります。
- 先進医療費用保険金（PS4型）は1口まで、その他のオプションの限度口数は基本コースの口数以下となります。

基本コース 加入限度口数：2口	P S型（本人型）	
補償内容	保険金額	保険金をお支払いする場合
(疾病) 入院保険金日額	5,000円	病気で入院された場合に、その日を含めて1,095日以内の入院について、1日目の入院から補償します（365日限度）
(疾病) 手術保険金	入院中の手術… [疾病入院保険金日額] × 20 入院中以外の手術… [疾病入院保険金日額] × 5	病気で、手術を受けられた場合にお支払いします。 日帰り手術でもOKです。
(疾病) 放射線治療保険金	[疾病入院保険金日額] × 10	病気で放射線治療を受けたとき
※入院終了後 (疾病) 通院保険金日額	2,500円	病気での入院終了後、180日以内に通院された場合にお支払いします（90日限度）。

病気の保険(オプション)

補償内容	がん 診断保険金額	介護一時金額 (本人介護) ※	葬祭費用 保険金額	先進医療費用 保険金額	疾病入院時 一時金額
セット	PS1型 (本人)	PS2型 (本人)	PS3型 (本人)	PS4型 (本人)	PS5型 (本人)
保険金額	100万円	100万円	100万円	1,000万円	5万円
補償内容	がんと診断され、治療を開始された場合に、一時金としてお支払いします。	要介護状態であることが診断され、その状態が180日を超えて継続した場合、一時金としてお支払いします。	病気またはケガで死亡された場合、葬祭費用として100万円を限度に実費をお支払いします。	日本国内において先進医療を受けた場合に、負担された費用を1,000万円を限度にお支払いします。（先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償）	「疾病入院」の状態が、免責期間（0日）を超えて継続した場合保険金をお支払いたします。

※介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

月払保険料

※年令は2023年11月1日時点での満年令で判定します。

満年令	生年月日	P S型	オプション				
			がん診断	介護一時金	葬祭費用	先進医療	疾病入院時一時金
0*～4才	H30.11.2～R5.10.17	560円	20円	10円	110円	60円	170円
5～9才	H25.11.2～H30.11.1	420円	20円	10円	20円	60円	130円
10～14才	H20.11.2～H25.11.1	210円	20円	10円	10円	60円	80円
15～19才	H15.11.2～R20.11.1	220円	20円	10円	30円	60円	70円
20～24才	H10.11.2～H15.11.1	360円	30円	10円	40円	60円	100円
25～29才	H5.11.2～H10.11.1	560円	110円	10円	40円	60円	130円
30～34才	S63.11.2～H5.11.1	740円	210円	10円	50円	60円	170円
35～39才	S58.11.2～S63.11.1	780円	330円	10円	80円	60円	170円
40～44才	S53.11.2～S58.11.1	790円	510円	10円	130円	60円	170円
45～49才	S48.11.2～S53.11.1	1,050円	760円	10円	220円	60円	180円
50～54才	S43.11.2～S48.11.1	1,450円	940円	30円	360円	60円	220円
55～59才	S38.11.2～S43.11.1	2,070円	1,510円	70円	550円	60円	280円
60～64才	S33.11.2～S38.11.1	3,040円	2,910円	140円	910円	60円	390円
65～69才	S28.11.2～S33.11.1	4,750円	3,910円	320円	1,490円	60円	550円
70～74才	S23.11.2～S28.11.1	7,110円	5,010円	700円	2,400円	60円	720円
75～79才	S18.11.2～S23.11.1	11,540円	5,210円	1,510円	4,120円	60円	840円
80～84才	S13.11.2～S18.11.1	17,810円	2,860円	3,830円	7,300円	60円	950円
85～89才	S8.11.2～S13.11.1	19,880円	1,870円	8,020円	21,000円	60円	820円

！！ご注意ください！！

※基本コースの加入限度口数2口です。先進医療費用保険金（PS4型）は1口まで、他のオプションの加入限度口数は基本コースの口数以下となります。

※「病気の保険」は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。 ※生後14日まではご加入いただけません。

健康状況告知にあたっての注意点

新規加入を希望される方、継続加入の方でオプションを追加される方は<健康状況告知書質問事項回答欄>にご回答ください

加入申込票の最終ページにある健康状況告知書質問事項をご覧いただき、質問①～③のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○をしてください。

「はい」に該当する場合は、お受けができません。

*質問項目の詳細はP3「よくあるお問合せ」をご参照ください。

申込書による手続きご利用ガイド（記入例）

- 1枚目をご提出ください。
- 2枚目は控ですので、大切に保管してください。

【ご記入上の注意】

- 複写式ですので、強くボールペン（消えないもの）でご記入ください。
- 訂正箇所には**訂正署名（または訂正印）**を必ずお願ひいたします。
(印字箇所訂正の場合にも訂正署名をお願いします)
- **□**内は必ずご記入ください。

(訂正例)

口数	大同 太郎
<u> </u>	
□	□

各年度 大同特殊保険グループ保険制度 加入申込票 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手帳区分についてご確認のうえご記入ください。

STEP 2 申込内容と健康状況(各欄)についてご確認のうえご記入ください。

ご本人記入欄
ご本人さまは被保険者欄 1にご記入ください

ご家族さま記入欄
ご家族さまは被保険者欄 2よりご記入ください。

- 1 お申込み欄 ご署名をお願いします。
- 2 健康状況告知 病気の保険に加入、または病気の保険オプションに追加加入の方は告知をお願いします。
加入申込票の最終ページにある健康状況告知書質問事項をご覧いただき、質問①②（疾病補償）、③（本人介護補償）に必ず「はい」「いいえ」どちらかに○をしてください。

「はい」に該当する場合は、お引受けができません。

<15才未満のお子さま>
15才未満のお子様は、親権者の方が代わって告知署名をしてください。
- 3 加入内容の変更・訂正 加入内容を変更・訂正する場合は、現在の加入内容（印字）を二重線で削除し、変更後の内容をご記入のうえ訂正署名（または訂正印）をお願いします。
- 4 ケガの補償 <補償の追加>
補償を追加する場合は、「セット名」「口数」をご記入ください。
<ホールインワン・アルバトロス費用>
ホールインワン・アルバトロス費用（P2型、P3型、P4型）には携行品損害（P1型）の補償が含まれています。ホールインワン・アルバトロス費用と携行品損害の両方に申込みはできませんのでご注意ください。

その他のご注意事項

ご家族を追加する場合は、以下の項目をご記入ください。

■氏名 ■生年月日 ■年令 ■性別 ■セット名 ■口数 ■告知事項への回答

【団体総合生活補償保険(MS & AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、インターネットのお手続き画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずインターネットのお手続き画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力・ご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(O:あり、X:なし)	回答が必要な質問事項(O:回答要、X:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2
○	○	○	○
○	X	○	○

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	疾病入院時一時金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
	葬祭費用補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 [本人介護]

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。

現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しなことがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病入院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
葬祭費用補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
介護一時金支払特約 [本人介護]	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(**)2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(*)5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、インターネットのお手続き画面または加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
疾病入院時一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
介護一時金支払特約 [本人介護]	インターネットのお手続き画面または加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご入力・ご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合>
葬祭費用補償特約	ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

インターネットのお手続き画面または加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



<保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合>

●団体総合生活補償保険(標準型)

※印を付した用語については、P26~27の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

[基本コース]

(ケガの補償)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	【ケガ】 基本コース PO・KO ケガ死亡増額補償コース PV・KV <継続の方用(旧傷害保険)> 【ケガ】 基本コース G1・G2・G3・G4・A		
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>(注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	【ケガ】 基本コース PO・KO <継続の方用(旧傷害保険)> 【ケガ】 基本コース A	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	<p>①入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>
	【ケガ】 基本コース PO・KO <継続の方用(旧傷害保険)> 【ケガ】 基本コース A	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院院したものとみなします。	<p>傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数</p> <p>(注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数はPO型は60日、KO型、A型は90日が限度となります。</p> <p>(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約(PO、PV、KO、KV、G1~G4、A型)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約(PO型)	傷害通院保険金の支払限度日数を90日から60日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままであります。)
家族型への変更に関する特約(KO、KV型)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
熱中症危険補償特約(PO、PV、KO、KV型)	保険期間中の急激かつ外因による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

(次ページへつづきます)

(前のページからのつづき)

セットする特約	特約の説明
食中毒補償特約 (PO、PV、KO、KV型)	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガ※に含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●P21の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(PO、PV、KO、KV型には食中毒補償特約がセットされているため、所定の条件を満たす場合お支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約(上記)をご確認ください。)</p>
	家族型への変更に関する特約をセットする場合
	上記に追加される事由 ●P21の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ
	上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ

[オプション]

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 オプション PB・KB <継続の方用(旧傷害保険)> オプション GB	<p>①保険期間中の次のア、またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^{(*)1}を運行不能^{(*)2}にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^{(*)3}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> </div> <p>(* 1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(* 2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをおいいます。</p> <p>(* 3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 + 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット オプション P1・P2・P3・P4・ K1・K2・K3・K4 <継続の方用(旧傷害保険)> オプション G1・G2・G3・G4	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合</p> <p>(*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、P21の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p> <p>(*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額 免責金額※はありません。</p> <p>(注1)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含まれません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) オプション P2・P3・P4・ K2・K3・K4 <継続の方用(旧傷害保険)> オプション G2・G3・G4	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ● 1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ● その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。 <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●下記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p>など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。 など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(* 1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(* 2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(* 3)職務として操縦する場合は含みません。

(* 4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーター舟艇(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーター舟艇、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・錫型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ・カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ
など

<保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合>

●団体総合生活補償保険(MS&AD型)

*印を付した用語については、P26~27の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

【基本コース】

(病気の保険)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病入院の日数}}$ <p>(注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 - 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 - 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数</p> <p>(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{20}$ ②①以外の手術の場合 $\boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{5}$ <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることになった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
疾病保険金 疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{10}$ <p>(注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることになった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\boxed{\text{疾病通院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病通院の日数}}$ <p>(注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 - 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。</p> <p>・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数</p> <p>(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>

(病気の保険)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 欄外(☆)参照	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(*)2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(*)2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等^(*)3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*)4)(加入者証等に記載されます。) <p>(注)保険期間の開始時^(*)5)より前に発病^(*)6)した病気^(*)4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院^(*)6)を開始された日^(*)6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*)1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードFOOからF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。)</p> <p><支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など</p> <p>(*)2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。</p> <p>(*)3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*)4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*)5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合には、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	
	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	

[オプション]

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 【病気】 オプションコース PS1	<p>医師※によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります。)</p> <p>(注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることができます。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)^(*)を発病^(*)6)した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)^(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)^(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>	<p>がん診断保険金額の全額</p> <p>(注1)保険期間中1回に限ります。</p> <p>(注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます</p>
介護一時金【本人介護】 ★介護一時金支払特約 【病気】 オプションコース PS2	<p>保険期間中に、被保険者^(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)^(*)となり、180日を超えて継続した場合</p> <p>(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>(注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約 【病気】 オプションコース PS3	<p>補償対象者^(*)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>②保険期間の開始時以降^(*)2)に発病^(*)6)した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合</p> <p>③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気^(*)3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間^(*)4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。</p>	<p>補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

(病気の保険)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約 【病気】 オプションコース PS3	(前のページからのつづき) (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^{(*)3} を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^{(*)3} を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*4)365日を限度とします。	
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 【病気】 オプションコース PS4	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^{(*)1} を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^{(*)2} を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^{(*)2} を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払います。 ア. 先進医療に要する費用 ^(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みますなお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 オプションコース PS5	「疾病入院」の状態が、免責期間※(0日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払います。 (注2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。
保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。)など (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。	
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。)による要介護状態	など

(次ページへつづきます)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 [本人介護] ★介護一時金支払特約	(前のページからのつづき) (注)保険期間の開始時 ^(*1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(*2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセッとしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(*2) が発生した時が、その事由による介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセッとしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわかるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P21の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(*1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*2) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)により入院※された場合 (注)保険期間の開始時 ^(*3) より前に発病※した病気 ^(*4) については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセッとしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(*4) を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードFOOからF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)この特約をセッとしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわかるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわかるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●P21の別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P21の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時 ^(*5) より前に被ったケガまたは発病※した病気 ^(*4) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気をした時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット [欄外(☆)参照]	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセッとしたご契約」と読み替えます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(PSセット)	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20に変更します。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ^{(*)1}に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)2}の原因となった病気^{(*)3}を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^{(*)3}を発病した時が、その病気による入院^{(*)2}を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(* 1) 疾病入院時一時金においては、「この特約をセッとしたご契約」と読み替えます。

(* 2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(* 3) 疾病入院^{(*)2}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【※印の用語のご説明】(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS & AD型))

●「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根柢を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日^(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

(*)疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。

●「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャレー、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラーや、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(*)いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

●「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

●「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

●「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。

●「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^{(*)1}を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒^{(*)2}②ウイルス性食中毒^{(*)2}

(* 1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

(* 2) 食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

●「再調達額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間※において、支払いの限度となる日数をいい、それについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。②先進医療※に該当する診療行為^{(*)2}

(* 1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(* 2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

(次ページへつづきます)

(前のページからのつづき)

- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアーバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアーバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアーバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断(*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象となるない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称**疾病入院時一時金**

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<ご加入にあたっての注意事項>

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【団体総合生活補償保険(標準型)】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【団体総合生活補償保険(MS & AD型)】

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- この保険は大同特殊鋼株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をまとめたうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。)

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

(次ページへつづきます)

(前のページからのつづき)

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。

なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

<税法上の取扱い>(2023年6月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領收証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償(標準型)・特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセッテした場合)等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^{(*)2}	配偶者	その他親族 ^{(*)3}
本人型	○	-	-
家族型 ^{(*)1}	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^{(*)2} のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 [本人介護]	
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	本人 ^{(*)2} の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人 ^{(*)2} は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人 ^{(*)2} (b)本人 ^{(*)2} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と同居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と別居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)4} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^{(*)2}

(*)1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセッテされます。

(*)2) インターネットのお手続き画面または加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族

・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*)4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP18~20、P22~24のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

P18~20、P22~24をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P19~21、P23~25をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

P18~25をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、インターネットのお手続き画面または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入時にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)

またお客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P9~P14の保険金額欄およびインターネットのお手続き画面または加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、インターネットのお手続き画面または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P1をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS & AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ケーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は大同特殊鋼株式会社が保険契約者となる団体契約であることからケーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事實を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、インターネットのお手続き画面または加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事實と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。インターネットのお手続き画面または加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

【団体総合生活補償保険(標準型)】

①被保険者(*)の「職業・職務」

(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【団体総合生活補償保険(MS & AD型)】

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康に関する告知

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

【団体総合生活補償保険(標準型)】

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(フレーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、インターネットのお手続き画面または加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。

また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 險 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 險 金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めてあります。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつたとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めるることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があつた場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があつた場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客様へ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(次ページへつづきます)

(前のページからのつづき)

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 (標準型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P1記載の方法により払込みください。P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P19~21、P23~25をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、P1記載の方法により払込みください。P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

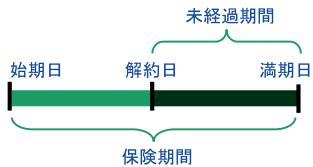
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少くなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P27をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P34をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

【団体総合生活補償保険(MS & AD型)】

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS & AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込み保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

株式会社大同ライフサービス
保険部 個人保険営業室
電話: 0120-30-8845(通話無料)
受付時間: 平日9:00~17:00 (土日祝休業)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」
0120-632-277(無料)

こちらからもアクセスできます

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） 保険金額（ご契約金額）
 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

2. インターネットのお手続き画面または加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、インターネットのお手続き画面または加入申込票に正しくご入力・ご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・インターネットのお手続き画面または加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力・ご記入いただけていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力・ご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・インターネットのお手続き画面または加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご入力・ご記入いただけていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・インターネットのお手続き画面または加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご入力・ご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品のインターネットのお手続き画面または加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするコースをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のコースをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご入力・ご記入いただけていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。（インターネット手続きの場合は提出不要）

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

職種級別	対応するご職業
職種級別A	「職種級別B」および「特別危険な職業」に該当しないご職業の方
職種級別B	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、建設作業者、自動車運転者（助手を含みます）、木・竹・草・つる製品製造作業者

「特別危険な職業」に該当するご職業の方はご加入いただけませんのでご了承ください。

職種級別	対応するご職業
特別危険な職業	オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

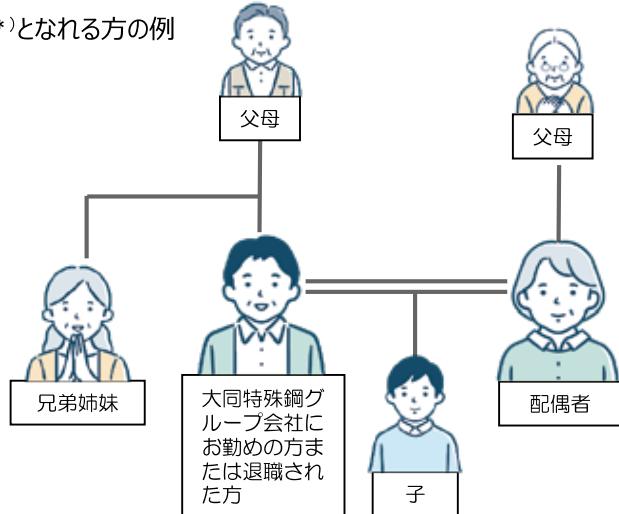
被保険者(補償の対象者)となれる方

本人型

被保険者(補償の対象者) 本人(*)となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(例) 被保険者本人(*)となれる方の例



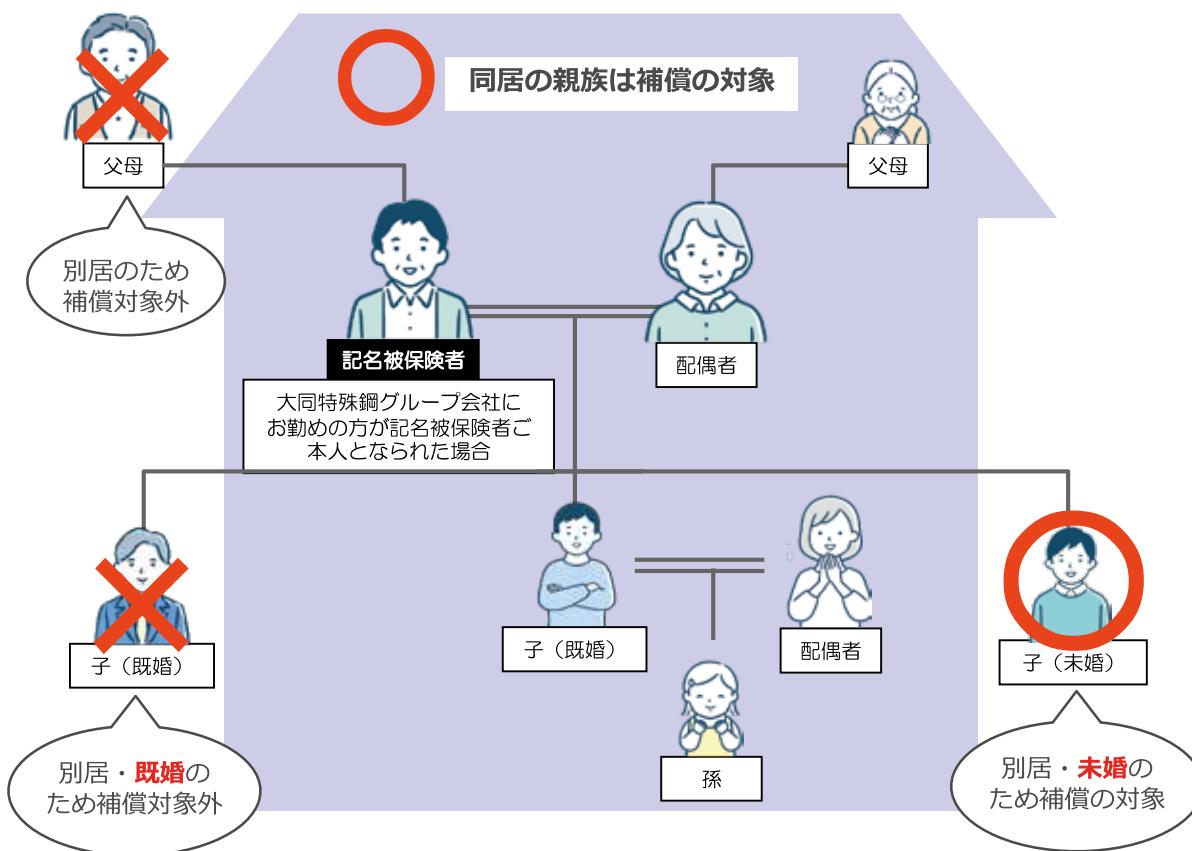
家族型

被保険者(補償の対象者) 本人(*)となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

上記の方が被保険者本人として加入された場合に、被保険者となる方の範囲（記名不要）は被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者と同居の親族（本人とその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子となります。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(例) 大同特殊鋼グループ会社にお勤めの方が被保険者ご本人となられた場合に被保険者となる方の範囲(※)



(※) 同居・別居の別および継柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。

＜個人情報の取扱いについて＞

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が 次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

型名と使用約款・特約

型名	使用約款・特約(注)
P0、PB、P1～P4、PV、K0、KB、K1～K4、KV、A、G1～G4、GB	団体総合生活補償保険普通保険約款 傷害補償（標準型）特約 (日常生活賠償特約、携行品損害補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）)
PS、PS1、PS2、PS3、PS4、PS5	団体総合生活補償保険普通保険約款 疾病補償特約 (がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約、介護一時金支払特約、葬祭費用補償特約、先進医療費用保険金補償特約、疾病入院時一時金補償特約)

（注）特約は代表的なもののみ記載しています。

お問い合わせ先

代理店・扱者

株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室

〒457-0811 名古屋市南区大同町四丁目7番地

【電話】

0120-30-8845(通話無料)

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝休業）

【E-mail】 hoken-yoyaku@daidolife.co.jp

引受保険会社

団体総合生活補償保険（標準型）	三井住友海上（幹事会社）、東京海上日動、損害保険ジャパン、あいおいニッセイ同和損保 この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。 (なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)
団体総合生活補償保険（M S & A D型）	三井住友海上火災保険株式会社